

2025年に最も注目すべき議会アジェンダ

-トランプ減税延長-選挙公約+IRA 縮小+関税=?

丸紅米国会社ワシントン事務所
シニアマネージャー（マクロ経済・通商・産業担当） 阿部 賢介
abe-k@marubeni.com

- 2025年のトランプ政権、議会共和党が抱える最大の課題は**2017年の減税措置の延長**。それに必要な財源は10年間で4兆ドル前後。加えて、トランプ陣営の公約である新たな減税措置を加えれば、**必要な財源は8兆ドル**にも及ぶと試算される。
- これに対して、気候変動対策を中心としたインフレ低減法案の改変や、関税引き上げによって見込める**歳入増は3.4兆ドル**ほど。議会がどれほどの財政赤字を許容するかによって、減税項目などが変わってくる。
- また上院でのルールや政治的思惑により、**関税引き上げ分の税収増が税制改革法案に盛り込まれない可能性**もある。その場合、減税幅はさらに引き下げられる可能性もある。
- 税制改革以外にも、移民やエネルギー政策など共和党内でもコンセンサスを取ることが容易ではない重要課題が山積み。特に**実質2議席差となる下院では、審議が難航することが必至**。

選挙を終え2025年以降の米国政治の布陣が決まった。行政府であるホワイトハウスは共和党のトランプ氏が返り咲きを果たし、連邦議会も上院は53対47、下院は220対215¹で共和党が両院とも過半数を取り、所謂共和党の「トライフェクタ」、「スウィープ」となった。トランプ氏はクリブランド大統領以来史上2人目となる返り咲きの米国大統領となったが、2回の就任時にどちらも自党のトライフェクタとなるのは、トランプ氏が初めてだ。そういう意味でも、トランプ氏が勝利演説で「**強いマンドートを得た**」というのは強ち間違いではないが、この新布陣を待ち構える課題は多い。なかでも最も重要で、かつ多くの分野にまたがるのが税制改革だ。

以前のレポート（[トランプ再選後の世界：インフレ抑制法（IRA）はどうなるのか？](#)）でも言及したが、2017年にトランプ政権が成立させた減税雇用法（Tax Cuts and Jobs Act：TCJA）のうち、2025年末に個人所得税などの減税措置が失効する。**この措置をどれほど継続できるかは、トランプ氏のみならず共和党として一丁目一番地の公約だ**。加えてトランプ陣営は、チップや残業代所得などの非課税、国内製造企業に対しての法人税引き下げ、オートローンの利払いの税控除などを主張してきており、これらを含めた減税政策を目指していくことになる。

これら減税政策に対し、40万ドル未満の所得層に対する措置などを除けば民主党が支持に回ることには殆ど考えられない。共和党は両院で過半数の議席を握っているが、上院では法案の可決には通常、議事妨害（フィリバスター）を終結させるための60議席が必要となる²。しかし後述する**財政調整措**

¹ 共和党のゲイツ(前)議員は既に辞任。さらにトランプ次期政権のポストに指名されたウォルツ議員、ステファニク議員が議員を辞任すれば、議席数は共217 vs 民215とさらに差が縮まる。

² 「良識の府」と称される上院には、少数政党の意見を反映させるため、議員の発言時間に制限が設定されていない

置 (Budget Reconciliation : BR) の枠組みを使えば、フィリバスターが回避できるため、議会共和党は同措置を使うことになる。TCJA やインフレ抑制法 (Inflation Reduction Act : IRA) も BR を利用した法案だ。同措置を使うには、いくつかの複雑な条件を満たす必要があり、そのうちの 1 つとして、ある程度の財政均衡が求められる。つまり、減税による歳入減を穴埋めする財源が必要となる。トランプ氏のこれまでの発言などから考えて、その候補となるのが、IRA 縮小による財源捻出と関税引き上げによる輸入税の税収増だ。つまり、**税制とエネルギーと通商という大きな課題が絡まりあった政策論争が、連邦議会とホワイトハウスを舞台に 2025 年早々から繰り広げられることは間違いな**い。

この大論争が本格化する前に、事実関係を整理し、どのようなステークスがあるのかを確認することが本レポートの目的である。

1. 個人所得の減税措置延長

まず TCJA の失効/延長がどれほどのインパクトがあるのかみてみたい。詳しい項目や金額については、財政規律を重視する非営利団体「責任ある連邦予算委員会」(Committee for Responsible Federal Budget : CRFB) の[分析](#)を参照して頂きたいが、主要項目としては**個人所得税の税率引き下げ措置³を延長した場合、10 年間 (2026~2035 年、以下金額は全て 10 年間) で 3.4 兆ドルの財源が必要**となる。この項目は他の項目と比べても金額が圧倒的に多い上、全ての所得層に影響するため、税率や所得範囲などの条件を全てそのままとはいかないまでも、ある程度 TCJA の条件を残して延長せざるを得ないだろう。

次いで金額が嵩張る項目は、パススルー事業所得⁴に対する 20%税控除だ。いわゆる個人事業主の税負担を軽減する項目で、延長した場合 7,800 億ドルの財源が必要となる。失効した場合、会社勤務などの納税者には影響しないが、レストランやフランチャイズ経営者など、仕入商品や人件費のインフレなどで決して経営が楽ではない個人事業主を直撃することになる。

その次に大きいのが、個人所得に対する代替ミニマム税 (Alternative Minimum Tax : AMT) ⁵の緩和措置だ。AMT は各種税控除を多用し納税額を抑えている主に富裕層などに対し、それら控除を

い。従い法案の反対発言を延々と続けて議事妨害 (フィリバスター) すれば、法案は可決されない。これに対し、3/5 以上の議員が討論終結動議 (クローチャー) を可決すれば、発言時間を制限できるルールがある。その為、上院では通常、法案可決には 60 議席が必要となる。

³ 個人所得税率を 10, 15, 25, 28, 33, 35, 39.6% の 7 段階から、10, 12, 22, 24, 32, 35, 37% の 7 段階に変更。

⁴ 所謂、小規模な個人事業などにより得る所得。事業体に課税されず (パススルー)、出資者の個人所得として課税されるため、このように呼ばれる。日本の会計事務所などで多い有限責任事業組合のような形態。

TCJA 前はパススルー事業所得に対し、個人所得税同様に最高 39.6% が課税されていたが、TCJA により最高税率が 37% に引き下げられた上、20% の税控除が認められるようになった。

⁵ AMT は、各種税控除や優遇措置により課税額が低くなった場合、それら控除額を加算して課税額を再度算出し、追加課税する制度。富裕層が税控除などを多用し、全く納税していない事態を受け、1969 年の税制改正で導入された。TCJA により、AMT が免除されたり高税率 (通常は 26%、一定以上は 28%) が課せられる基準所得額が引き上げられたことなどにより、AMT 納税者は 5 百万人から 20 万人に減少したと[試算](#)されている。

抜きにして課税額を再計算する制度だが、TCJA により AMT が免除される基礎所得額などが大きく引き上げられ、ほとんどの納税者は AMT の対象から外れた。これら措置を延長するには 6,300 億ドルの財源が必要となる。富裕層を対象にした減税措置と言えるので、失効したとしても大半の有権者への影響はないが、トランプを支持した高所得者層や富裕層の反感は必至だろう。さらに他の減税措置を加える一方、地方税（State and Local Tax : SALT）の控除上限設定⁶など、TCJA が定めた若干の増税措置を差し引けば、**家計向け減税措置全体の延長に必要な財源は 3.9 兆ドル**となる（図表 1）。

図表 1 : TCJA 延長に必要な財源

TCJA の措置	必要な財源(億ドル、10 年間) (括弧は増税項目)
個人所得の課税率低減	34,000
20%のパススルー課税控除	7,800
AMT 課税の緩和	6,300
相続税免除基準緩和、基礎控除拡大など	6,900
地方税など各種控除上限設定	(16,200)
計	38,800

出所：CRFB などよりワシントン事務所作成

これらに加えて企業向け減税措置（ボーナス償却や研究開発費の全額費用計上など）の延長や復活、そしてこれら措置延長による利子負担増を加味すると、TCJA 延長に必要な財源は 4~5 兆ドルと言われている。超党派で中立的な財政見通しを作成するとされている議会予算局（Congressional Budget Office : CBO）の最新の[試算](#)によると、約 4.6 兆ドルと見積もられている。

2. トランプ陣営の公約はさらに財源が必要となる

トランプ氏は選挙期間中、TCJA 延長に加え、残業代⁷、年金所得、さらに飲食店従業員などが賃金の一部としているチップの非課税やオートローン利払いの税額控除も公約として掲げた。また海外にアウトソースをせず、国内で商品を製造している企業に対しては、上述の TCJA の企業向け減税措置の延長や、法人税を 21%から 15%に引き下げること公約に盛り込んでいる。これら減税措置に必要な財源は以下図表 2 の通り試算されている。

⁶ TCJA 前は、SALT として州や地方政府に納税した額は、一定条件を満たせば連邦所得税から控除可能であったが、TCJA によって控除額上限が 1 万ドルと設定された。

⁷ 日本での残業代は、時間外手当といった通常賃金に付加される金額のみを指す場合が多いだろうが、米国での overtime pay は、通常 150%に割り増しされる賃金全体を指す。

図表 2：トランプ氏の新たな減税公約

トランプ氏の公約	公表日	必要な財源(億ドル、10年間) (括弧は増税項目)
残業代の非課税	9/12	20,000
年金所得の非課税	7/31	13,000
チップ所得の非課税	6/9	3,000
国内製造企業の法人税引き下げ	9/5	2,000
海外での二重課税撤廃、オートローン利子控除	10/9-10	2,000
計		40,000

出所：CRFB などよりワシントン事務所作成

これらの多くは選挙戦後半になり、トランプ氏が集会や演説などで打ち出したもので、具体性に欠ける。例えば残業代の非課税は個人所得税だけなのか、もしくは雇用者が半分負担する給与税まで非課税になるのかで、税収への影響は大きく異なる⁸。また国内製造企業への法人税引き下げについても、対象範囲が明確ではない。これら多くは所謂ブルーカラー労働者に直接影響する項目であり、選挙戦後半に打ち出された分、有権者の印象も強く、何らかの形で実現を目指すことが共和党に求められるだろう。

上記の通り、**TCJA 延長と新たな減税公約を実現するには、10年間で約8兆ドルの巨額な財源が必要**となる。もし残業代の非課税が個人所得税に限定されれば、必要な財源は減る。他方、増税措置である SALT 控除上限の延長に対しては、地方税収入が多い地域（カリフォルニア、ニューヨーク、ニュージャージー州など）に住む富裕層からの反対が根強く、SALT 控除上限が撤廃もしくは控除枠引上げなどの措置が取られる可能性がある。実際に 2017 年の TCJA の採決において、下院では 12 名の共和党議員が反対に回ったが、内 11 名は上記 3 州出身で、SALT 控除上限が反対理由だった。この 11 名のうち、次会期でも下院議員として残っているのは 3 名で、1 人は国連大使に指名されたステファニク議員のため、2017 年に TCJA に反対票を投じた下院議員は殆ど残らないことになるが、これら州の選出議員は同じように SALT 控除上限には反対を示すだろう。減税措置は継続される一方で、増税措置である SALT 控除上限が失効、もしくは縮小されれば、必要な財源はさらに大きくなる。トランプ氏も選挙中、TCJA の減税措置は延長するも、**SALT 控除の上限は設定しないと主張しており、その場合、地方税が高い州からの連邦税歳入が減少するので、必要な財源はさらに増える。**

⁸ 個人所得税のみであれば、既に非課税の納税者もいるため影響は限定的だが、給与税（payroll tax、税率 15.3%、労使折半）まで非課税とすると、企業に対する減税にもなる。

3. 気候変動政策の縮小はどれほどの財源になり得るか？

前掲のレポートで言及した通り、バイデン政権が民主党単独で成立させた IRA は、トランプ政権及び議会共和党にとって大きな改廃対象であると同時に、上記の減税政策の財源に充てられるとも考えられている。IRA がどれ程改廃されるかは、新議会での大きな目玉であるが、共和党内でも慎重な意見があり、大きな改廃は見込みにくい。前出のレポートでも触れた、現会期で下院共和党が 2023 年初めに可決した「Limit, Save, Grow Act」⁹は、債務上限停止の代わりに IRA の税控除プログラムなどの大部分を撤廃もしくは縮小する内容であり、もし次会期の共和党が再度これと同様の範囲での **IRA 改廃を目指すのであれば、7,000 億ドルの財源が確保**できると CRFB は試算している。

ただ IRA の改廃を巡っては共和党内でも温度差は大きい。2023 年初めの時点では IRA の恩恵を実感していなかった共和党議員が、その後 IRA をきっかけに地元で投資計画が進んだことで、IRA の改廃に消極的になってきている議員は少なくない。2024 年 8 月にジョンソン下院議長に対し、大幅な IRA 改廃を控えるよう [書簡](#)を送った共和党下院議員 18 名のうち、14 名は来会期も下院議員として戻ってくる（残り 4 名のうち 3 名は落選、1 名ジョン・カーティス議員は上院に鞍替え）。僅差となる下院においては、敵対視していた IRA の改廃すら難しい課題となり、どれほどの範囲で改廃されるかは不確実だ。

4. 関税引き上げによりどれほどの歳入増が見込めるか？

トランプ氏は選挙中、外国輸入品に対する関税が、国内減税の財源になると繰り返し述べてきた¹⁰。関税引き上げによりどれほどの歳入増が見込まれるかは、IRA 改廃同様、どれほどまで踏み込んで実施するかによって大きく変わってくるが、CRFB は 10%のユニバーサル関税（全輸入品に対する関税引き上げ）と 60%の対中追加関税により、現状 [800 億ドル/年とされている徴収関税額](#)が、[約 2,700 億ドル（10 年間で 2.7 兆ドル）増加し](#)、約 3,500 億ドル/年まで引き上げることになる。

IRA 改廃と関税引き上げによる歳入増は **10 年間で 3.4 兆ドルになると試算されるが**、それでもトランプ氏が目指す 8 兆ドルの減税政策を全て穴埋めすることはできない。またそもそも全輸入品に対し一律に関税を大幅に引き上げることが本当に可能なのか、まだ結論は出ていない。

5. BR にはどのような内容が盛り込めるのか？関税引き上げは盛り込まれるか？

既述の通り、議会共和党は上院のフィリバスターを回避するため、上記のような税制改革を BR という手段を使って成立させようとしている。BR はフィリバスターが回避できる代わりに、「**バードルール**」という規則に準じた内容しか盛り込まれないことになっている。

⁹ 2023 年に債務上限に達した際、債務上限を一時停止する代わりに歳出削減を盛り込んだ、下院共和党による法案。同法案は下院で可決されている。

¹⁰ 例えば [共和党公約（プラットフォーム）](#) では、“As tariffs on Foreign Producers go up, Taxes on American Workers, Families, and Businesses can come down.”と主張している。

バードルールは、正式には議会予算法（Congressional Budget Act）313条で規定されている内容だ。同法は1974年に成立したが、民主党のロバート・バード上院議員が中心となって1985年の改正法でバードルールが盛り込まれた。同ルールは、法案の条項が図表3の6つのテストを全てクリアしない場合、それら条項はBRとは「無関係（extraneous）」とされ、いずれかの上院議員から異議申し立て（point of order）があった場合、基本的に法案から除外されることになる¹¹。

図表3：バードルールの6つのテスト

	バードルール	立法を断念、もしくは除外された主な例
1	歳入、歳出の変化を生じない	不法移民への市民権付与(2021)
2	生じる歳入、歳出が予算決議に反する	メディケイド制度変更(1996)
3	提出した委員会の管轄外の内容	メディケアの処方薬費用上限(2022)
4	偶発的な歳入、歳出の変化しか生じない	最低賃金引上げ(2021) 許認可制度改正／インスリン費用上限(2022)
5	BR法の予算期限後に財政赤字を増やす	TCJAの恒久的措置(2017)
6	ソーシャルセキュリティ制度を変更させる	なし

出所：Congressional Budget Act、議会調査局などからワシントン事務所作成

6つのテストのなかで影響が大きいのは1, 4, 5だろう。例えば1のテストに関し、2021年に民主党は公約としていた移民制度改革を、BR法であるAmerican Rescue Planに盛り込むことを検討したものの、直接的な歳入、歳出を含まない内容は認められないため、議事運営専門家によって拒否され、法案に盛り込むことを断念した。このテストにやや似ていて、議論を呼ぶのが4のテストだ。これは一見、歳入、歳出に変化を生じさせる条項であっても、それは偶発的もしくは間接的であって、非予算的影響と予算的影響を比べた際に、前者が大きく後者を上回った場合、クリアしていないと見做される。例えば民主党は同じくAmerican Rescue Planに、連邦最低賃金を\$7.25/時から\$15/時に引き上げる案を盛り込もうとしたが、これも議事運営専門家によって拒否さ

¹¹ ただし60票の支持があれば、バードルールの免除を適用することも可能。過去、免除適用の議事が69件上がり、うち9件のみ免除適用となった。またバードルールに則っているかどうかは、上院の議事運営専門家（Parliamentarian）が勧告を出す、上院議長（副大統領またはその代行）はその勧告を拒否することも可能。その場合、上院議員はこの上院議長の決定を申告し、上院の単純過半数で覆することができる。ただこれまでバードルールに関して上院議長が議事運営専門家の勧告を拒否したことはない。現在の上院の議事運営専門家は、2012年に民主党のリード院内総務に指名されたエリザベス・マクドノー氏。

れた。最低賃金引上げは連邦政府予算や税収に大きな影響を与えると考えられるが、最低賃金引上げの条項自体は直接的な歳出、歳入に影響を及ぼすというよりも、非予算的影響の方が大きいと判断されたのだろう。実際の審議においても、民主党系のサンダース上院議員が、最低賃金引上げの修正法案を提出したものの、バードルール免除適用の賛成票は 60 票に届かず、修正案は認められなかった。また 5 のテストについて、しばしば BR では一切の財政赤字増大が許されないと誤解されることがあるが、実は BR の予算期間（現在は通常 10 年間）中は、予算決議（後述）で認められた範囲内の財政赤字が認められている¹²。認められていないのは、その予算期間が終了した以降の年度で、財政赤字を増やす措置である。つまり、予算期間終了時点で、ある程度の減税措置を終了させれば、バードルールはクリアすることができる。この制約があるため、TCJA の一部は 2026 年からフェーズアウトすることになっている。

では、先に見たトランプ氏の公約は、これらのテストをクリアすることができるのか。テスト 1、4 については、TCJA と IRA 自体が BR 法案であるため、これらの改廃自体は問題ないであろう。またトランプ氏の新たな公約であるチップや残業代への非課税なども、歳出、歳入に大きな影響を及ぼす項目であり、これらもテスト 1、4 について問題はないだろう。一方、テスト 5 に関しては TCJA、IRA の改変も含めて再度クリアする必要があるが、既述の通り減税額に対し見込める財源が非常に限られている。予算決議における赤字許容額に収まるかという問題に加え、これほどの大きな財政赤字を再度数年で均衡させることが出来るのかという問題が出てくる。

さらに複雑なのが**関税の引き上げ**だ。関税による税収は、20 世紀初めに恒久的な連邦所得税が導入されて以降、長らく連邦政府の主要な歳入項目としては扱われてこなかった（それ以前は関税が連邦政府の主要財源だった）。テスト 5 に照らし合わせて、関税引き上げが歳入増を主目的とした政策なのか、それとも別の影響の方が大きいと看做されるのか、専門家のなかでも意見が分かれている。また関税引き上げは一時的に税収が増えるかもしれないが、それにより輸入量が減少すれば、実質的に税収は逆に減少する問題もはらんでいる。トランプ政権の通商政策が、輸入品を国内生産品に置き換えることが目的なのであれば、関税による税収は蓋然的に減少することになる。しかも政治的に考えると、既に大統領に大幅な権限が付与されていると考えられる¹³関税の調整について、立法を通す必要はないという考えもよく耳にする。また立法を通じた措置となると、関税引き上げのスピードも柔軟性もなくなり、トランプ氏が好む「ディール」のツールとしては、非常に扱いづらくなる。他方、議会側も BR 法案に関税引き上げ条項を盛り込みたくないという意図があるようだ。共和党のなかでも関税引き上げに賛成票を投じたくないという議員は少なくなく、**BR 法案に関税引き上げは盛り込みたくないというのが本音**という指摘も耳にする。

¹² 例えば TCJA が成立した 2018 年度の予算決議は、10 年の予算期間内で累計 1.5 兆ドルまでの財政赤字増加を認めている。同様に、大型コロナ対策を決めた American Rescue Plan が成立した 2021 年度の予算決議は、同 1.9 兆ドルの増加を認めている。

¹³ 詳細は以前の[レポート](#)参照。

ただそうすると、BR 法案による財政インパクト（スコアリング）は大きくマイナスになり、大幅な財政赤字増を認める予算決議が成立しない限り、BR 法案設立も難しくなるが、CBO が作成するスコアリングは柔軟的、という意見もある。確かに CBO のスコアリングは通常の 10 年間の期限で、後半になればなるほど減税や財政支出の効果で税収が増えて、最終的には財政赤字の伸びは予算決議の範囲内に留まるスコアリングになることが多い。ただ**関税引き上げの税収増を減税の財源として法案のなかに盛り込めなければ、ほとんどの減税策を時限措置とせざるを得なくなってしまう**。そうすると、「国内で減税して、その分を外国に払わせる」というトランプ氏の公約は成り立たなくなってしまう。

6. BR 法案の機会は 2 回

BR 法案は、年度（10～9月）に 1 度、議会で決議される予算決議（Budget Resolution）に基づくため、年度毎に 1 度しか提出できない。予算決議は上下院それぞれの委員会に対し、どれほどの予算規模で法案を作成するか指示するものであり、それ自体に法的予算の意味合いはないが、既述の通り予算期間中にどれ程まで財政赤字の膨らみが許容されるかは、予算決議によって決まってくる。

2025 年度（2024 年 10 月～2025 年 9 月）の予算決議はまだ成立していない。つまり 2025 年 1 月 3 日に新しい 119 議会が始まれば、9 月末までに 1 度、予算決議を可決し BR 法案を成立させる機会が得られる。そして 2026 年度（2025 年 10 月～2026 年 9 月）にも同様に再度機会が訪れる。バイデン政権が 2021 年度の予算決議で American Rescue Plan、2022 年度の予算決議で IRA を設立させたように、ホワイトハウス、上下院両方を制した政党は、次の中間選挙まで BR 法案を提出できる機会が 2 度ある場合が多い¹⁴。ただトランプ政権 1 期目にも同様に BR 法案提出機会は 2 度あったが（2017 年度と 2018 年度）、1 度目の機会（オバマケア撤廃法案）は、上院の穏健派共和党議員の反対に遭い成立しなかった。そして 2 度目の機会で作成したのが TCJA だ（図表 4）。

図表 4：最近の BR 法案

法案名	年度	提出日	政権/議会与党	成否
Health Care and Education Reconciliation Act (オバマケア法案の一部)	2010	10/3/17	オバマ/民	成立
Restoring Americans' Healthcare Freedom Reconciliation Act (オバマケア撤廃法案)	2016	15/10/16	オバマ/共	法案は可決するも大統領が拒否権発動
American Health Care Act (オバマケア撤廃法案)	2017	17/3/20	トランプ/共	下院で可決するも上院で否決

¹⁴ テクニカルには、大統領が就任した年度の予算決議が成立していなければ、最大 3 回まで可能性としてはある。

Tax Cuts and Jobs Act (TCJA)	2018	17/12/19	トランプ/共	成立
American Rescue Plan Act (コロナ対策法案)	2021	21/2/24	バイデン/民	成立
Inflation Reduction Act (IRA)	2022	21/9/27	バイデン/民	成立

出所：議会調査局、Congress.gov などからワシントン事務所作成

この2回の機会を巡り、共和党は早速内部の意見集約に追われ始めている。 共和党トップに選出されたジョン・スーン次期院内総務は、トランプ次期政権の公約のうち早期に実現が見込まれる移民制度改革やエネルギー改革を盛り込んだ BR 法案を、2025 年度の予算決議を使い「30 日以内」という短期間で成立させ、時間がかかる税制改革は 2026 年度 BR で成立させる考えを示した。他方、下院で税制改革を主に管轄する歳入委員会を率い、来会期も継続するジェイソン・スミス委員長は、「税制改革を巡る不確実性を 2025 年末まで持ち越すことは出来ない」として、最初の BR に財政改革を盛り込むべきだと主張している。ジョンソン下院議長は、トランプ次期大統領とも協議する必要があるとして、まだ立場を明確にしていない。

7. Too big to fail, but too complicated

TCJA がこのまま 2025 年末に個人所得税などの減税措置がすべて失効することは、野党の民主党でさえ避けなければならないと考えるところであり、ましてやトライフェクタを達成した共和党の執政下で「大增税」となれば、共和党に対するダメージは計り知れない。つまり、一部だとしても TCJA を延長させることは、次会期の共和党にとって失敗できない課題である。それには財源の手当てが必要であるが、民主党の看板政策で敵視していたはずの IRA でさえも、小幅な改廃に留まる可能性が高い。また当のトランプ氏が選挙中に主張していた、外国製品に対する関税引き上げによる補填も、プロセス面でも政治面でも課題が多い。TCJA 延長だけでも大仕事だが、そこに SALT を巡る議論やトランプ陣営が掲げた追加の減税策、長年の課題である移民やエネルギープロジェクトの許認可制度改革、さらには通常の予算や債務上限の問題を巡っても、**与野党間ではなく上下院、党内でも中々一枚岩になれない。**

「マニフェスト」を得たトランプ氏が、議会対策や財政政策の経験よりも、自分に対しての忠誠心が高い人物を中心に次期政権作りを進めているが、これほど大きくかつ複雑な課題をどのように乗り切るのか。法案の作成、審議を担う議会共和党指導部は、稀にみる僅差である下院と、ルールに縛られる上院において、どこまで党内をまとめ上げることが出来るのか。現時点では綱渡りどころか、その綱をどこに掛けるのかも手探り状態と言えるだろう。こうした 2025 年の米国政治の環境を踏まえながら、各政策に関する分析を来年も継続していきたい。

丸紅米国会社ワシントン事務所

1717 Pennsylvania Ave., N.W., Suite 375, Washington, DC 20006

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正当性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- 本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど（以下「情報」といいます）は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用及び引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。